

昭和二十一年五月二十一日 (新聞)

日本法理研究会が今回の教職員適格審査に關して問題にする所もあるから、文部省の見解を述べる。

昭和十七年五月附事業概要によれば、同會は、「國体の本義に則り日本法理を闡明し以て新日本法の確立とその実践に資し、ひいて大東亞法秩序の建設並びに世界法律文化の展開に貢献する」目的を以て塩田孝考氏を會長として設立されたのであるが、同會の綱領、設立の趣旨には「國の國是を体し、國防國家体制の一環としての法律体制の確立を以て大東亞法秩序の建設を推進し」とあり、或は「今次世界戦の目的は大東亞の西政的桎梏からの解放である」とか「万法悉くわが國の表現」であるとか、又は「思想論を通して行はれた國体明徴運動」を肯定し、「西政の法治主義の思想を以てしては法の解釋運用上大政翼賛の實質を完ふせざるものあり」とか、或は「全体主義國家主義的法律思想」の轉換を述べ、「肇國の國是を奉体し新日本法の建設を期すべきこと」とも居る。

右の如き本會の設立趣旨が單に日本法の外國法に対する特色を明にするに止まらず、特別の政治的意圖を持つてゐることに鑑み、同會を好ましからざる會として指定したのである。しかし、適格審査の實際にあつては、承諾して役員又は有力分子になつて居るか否か、又本會から報酬その他の名義を以てする金銭等授受の詳細なる実情、又は同會の事業に對する貢獻の程度殊に金銭その他の寄附等の詳細に關し、尚題となつて居る個人について調査を進め、或は適格審査の公正を期したいと思つてゐる。

尚日本諸學振興委員會については、これは文部省所管の委員會であり、既に廃止されてゐる。その關係は、元教育局職員に就ては肅正されたものもあり、今後も引續き肅正を行ふ予定である。



4-4  
22

山崎 266